

第2節 廃棄物の適正処理推進のための施策

1 廃棄物の適正処理施設の確保

(1) 排出事業者・処理業者に対する適正処理指導

産業廃棄物の処理について、排出事業者が自ら廃棄物の発生から最終処分までの責任を果たすよう、委託基準、マニフェスト制度*の遵守を徹底していく。

また、社団法人兵庫県産業廃棄物協会等の業界団体と協力体制を確保しながら、廃棄物処理業者が対象の講習会や廃棄物処理に関する情報交換を行うなど、リサイクル業者の育成や指導、知識の普及に努める。

(2) 廃棄物処理施設の円滑な設置の推進

廃棄物の100%の再生利用は実際不可能であり、再生利用されない廃棄物の適正処理の受け皿としての廃棄物処理施設は、社会的な基礎インフラとして不可欠のものである。しかしながら、その施設の立地を巡っては、地域住民との紛争が生じるケースが少なくない。このため、計画段階から住民の意見を反映できるような仕組みが重要であり、情報公開を軸としたリスク情報の共有を通して、事業者側と住民との適切なコミュニケーションの上に立った協議が必要となる。こうしたリスクコミュニケーション*のためには、PRTR法*の制度も有効な役割を果たすこととなり、双方の議論を促進する役割を担う進行役（ファシリテーター）の育成も重要である。

県では、このような紛争を予防・調整するため、産業廃棄物処理施設の設置を対象とした紛争調整条例を平成元年に施行し、事業者に地元住民への十分な説明等を求めていく。今後とも、本条例の適切な運用を図り、施設の円滑な設置を図っていく。

(3) 廃棄物処理施設の監視

廃棄物処理施設については、県、政令市が法に基づく立入検査を実施し、焼却施設から排出される排ガス等、最終処分場の地下水、放流水等の調査を行う等、適正処理を確保するとともに、研修会等の開催を通じて、処理技術の向上等を図っていく。

また、県域を越えて移動する産業廃棄物については、その実態の把握に努め、他府県と連携して、適正処理を確保する。

2 公共関与による適正処理の推進

市町や排出事業者の処理責任を踏まえつつ、個々の市町や民間での処理が困難なものについては、公共セクターの積極的な関与による事業化が必要となる。このた

め、処理の効率性、信頼性の確保等を図る観点からも、広域的かつ公共関与による適正処理を推進していく。

(1) 大阪湾フェニックス事業の推進

大阪湾圏域での最終処分場を確保するため、近畿圏の自治体、港湾管理者で出資する大阪湾広域臨海環境整備センターが行う大阪湾フェニックス事業を推進する。

大阪湾フェニックス事業は、「広域臨海環境整備センター法」に基づく法人として、昭和 57 年 3 月に「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立され、平成 2 年 1 月より事業開始されている。事業目的は、大阪湾圏域の広域処理対象地域から発生する廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図ること、港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること、新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与することとしており、県下では、兵庫県内 21 市 35 町が受入対象区域となっている。

なお、現在、兵庫県内における埋立処分場の概要は次のとおりであり、平成 13 年 12 月より神戸沖処分場が受入を開始している。

表 5-1 埋立処分場の概要

埋立処分場	位 置 (埋立期間)	面積 (ha)	埋立容量 (単位: 万m ³)				
			一般 廃棄物	産業 廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	計
尼崎沖 処分場	尼崎市東海岸町地先 (～H13)	113	220	390	580	410	1,600
神戸市 処分場	神戸市東灘区向洋町地 (H13～H22)	88	470	730	300	0	1,500

(2) 兵庫県環境クリエイトセンター事業の推進

処理技術の高度化や事業の効率化を図る観点から、民間事業者や市町での事業実施が困難な場合、広域的な立場から廃棄物の適正処理を推進するため、(財) 兵庫県環境クリエイトセンター（昭和 50 年 5 月設立、平成 7 年 8 月改組）事業として、県ごみ処理広域化計画で位置づけている市町の焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの溶融処理、溶融飛灰処理を資源回収の観点から実施していく。

また、今後、産業廃棄物であるばいじん等の受入について、事業者の要請に応じて、対応策を検討していく。

なお、最終処分場が不足している但馬地域においては平成 13 年度に安定型処分

場を整備したところであり、平成 22 年度まで産業廃棄物の安定的な処分を行うこととしている。

表 5-2 (財)兵庫県環境クリエイトセンターの施設概要

名称	溶融処理センター	但馬最終処分場
位置	姫路市網干区網干浜	城崎郡香住町油良字ヨウロ
施設	焼却灰等前処理施設、溶融施設	安定型最終処分場
能力	80t／日 40t-DS／日 ×3 基	面積：約 7ha、容量：91 万 m ³
期間	当面平成 11 年度～ 15 年度	平成 13 年度～ 22 年度
品目	一般廃棄物（ばいじん、焼却灰）	安定型（がれき類、ガラス及び陶磁器くず、残土）
対象地域	県下全域	但馬地域（1 市 18 町）

今後のクリエイトセンター事業のあり方としては、個々の市町や事業者では処理が困難な廃棄物の適正処理を行うことを基本としながら、①循環のためのネットワーク機能、②環境保全のための最終的受け皿確保、③市町、事業者に対しての情報収集、発信機能というセンターに求められる機能を果たしていく。

3 不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処

(1) 不法投棄の防止対策

不法投棄の防止を図るため、県では平成 6 年、県警や海上保安庁等に加えて、市町、道路管理者、河川管理者等を含む「不法投棄防止対策協議会」を設置（平成 13 年度から税関も追加）し、不法投棄に係る情報交換や個別事案に係る対策を協議するとともに、これらの関係機関と協議しながら、立入検査や不法投棄監視の強化を図っている。

さらに、この下部組織として、具体的な事案が発生した場合等の対応策を協議するため、平成 8 年度から「地域廃棄物対策会議」を県下 7 地域（平成 13 年度からは 8 地域）に設置し、地域における不適正処理対策を推進している。

また、野外焼却や不法投棄等に迅速かつ的確に対処するため、平成 12 年度には不法処理が多発する 4 地域に 4 名の不法処理監視員を配置するとともに、平成 13 年度からは 2 名増員して 6 名の不法処理監視員による県所管区域全体をカバーする監視体制とした。

不法処理監視員は、不法処理事案の早期発見や是正指導に相当の効果を上げてお

り、今後状況の推移を見ながら、必要に応じてさらに拡充強化していく。

なお、これ以外の監視体制として、社団法人兵庫県産業廃棄物協会への業務の委託、県警による環境モニター制度等を活用することにより、県全体として地域ぐるみでの不法投棄防止に係る監視体制の徹底を図っていく。

(2) 廃棄物の不適正処理及び原状回復に関する制度の創設

廃棄物の不法投棄又は不適正処理については、①廃棄物処理法の規制の限界、②行為者と地権者間の複雑な利害関係による、責任所在の不明確さのため、結果的に大規模な不法投棄等事案に発展する事例が多発してきている。

このような大規模かつ悪質な不法投棄等を撲滅するために、県において新たな制度の創設を検討していく。

また、不法投棄マップの作成等、監視体制を強化する施策を展開していく。

さらに、不法投棄された廃棄物に係る原状回復については、産業廃棄物適正処理推進センターによる撤去支援制度があるものの、支援を受けるには一定の制限条件があることから、必ずしも全てが撤去できるわけではない。一方、投棄物の行政による撤去（行政代執行等）は、むしろ不法投棄を助長することにつながるおそれもあることから、事案に応じた適切な撤去方式の樹立が必要となっている。このため、排出事業者や処理業者団体等の協力のもとで「基金」を設立する等、産業廃棄物の撤去や、撤去後の再発防止策としてのフェンス・看板等の設置を行うための新たな撤去システムの構築を検討していく。

4 PCB 廃棄物の適正処理

本県は、PCB 廃棄物の届出保有量が全国で 1 番多いこと、PCB を製造した事業所を県内に抱えていること等の理由により、PCB 廃棄物の処理を積極的に推進していく必要があることから、近畿圏においては既に施設整備を表明している大阪市とともに広域的な PCB 廃棄物処理施設の整備を図っていく。